

意見書案第 23 号

ブラック企業の根絶を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成25年12月18日提出

提出者	中間市議会議員	田口澄雄
賛成者	〃	宮下寛
〃	〃	青木孝子

ブラック企業の根絶を求める意見書

今、若者をはじめ働く人を過酷な労働に迫いたて、モノのように「使い捨て」「使いつぶす」ブラック企業の存在が大問題になっています。

このことは国連のILO本部雇用総局からも、「公的部門及び私的部門の両方での、過大な労働時間を容認していることに重大な懸念を表明する」「公的部門及び私的部門の双方において、労働時間を削減するために必要な立法上及び行政上の措置をとることを勧告する」と指摘されているように、国際的な常識の目から見ても、わが国がいかに異常な状態であるかが分かります。

今これらのブラック企業では、採用した労働者を過重な労働にかりたて、次々に離職に追い込むという大量採用、大量離職、解雇を前提とした経営が行われています。

暴行や精神的攻撃によるパワーハラスメントも横行しています。

これらは、募集すれば労働者はいくらでも集まるという労働市場の状況を最大限悪用したものです。

この様なもとで、労働者も先行きに不安があるため、これを意に反して容認せざるを得ない状況があるのも事実です。

これらは一方では、派遣法をはじめとする労働法制の規制緩和で非正規雇用を労働者の4割近くまで増やしてきたことが、その存立の基盤となっています。

ところがこのような状況下でありながら、安倍政権は「正社員を派遣に置き換えることの自由化」や禁止された「日雇い雇用を復活させる労働者派遣法の大改悪」まで計画しています。解雇自由の「ブラック特区」もその一例です。

これらの状況は、今後の日本経済や社会のあり方にとっても重要な禍根を残します。まともな企業が、ブラック企業によって淘汰される危険性もあります。

よって、国においては、派遣労働を野放図に拡大する等の労働規制の緩和をやめ、「ブラック企業」根絶をめざし、労働者保護を柱とする派遣法の抜本改正で、「正社員が当たり前」の社会をめざすよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

中間市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様